

東京大学大気海洋研究所 特任研究員（特定有期雇用教職員） 募集要項

| | |
|--------|--|
| 職名及び人数 | 特任研究員 1名 |
| 契約期間 | 2024年10月1日以降できるだけ早い時期 ~ 2025年3月31日 |
| 更新の有無 | 更新する場合があります。更新は1年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。ただし、更新回数は2回まで、在職できる期間は2027年3月31日までを限度とする。 |
| 試用期間 | 採用された日から14日間 |
| 就業場所 | 大気海洋研究所気候システム研究系（千葉県柏市柏の葉5-1-5） 変更の範囲：原則同一部局内 |
| 業務内容 | 次世代の気候モデリングを見据え、全球気候モデルと全球雲解像モデルを組み合わせる数値的研究に従事していただきます。高解像度で長期の気候シミュレーションが実現できるようなモデル開発に取り組んで頂くとともに、開発するモデルを活用した数値実験などにより、雲・対流スケールと大規模場の相互作用理解や、放射強制に対する気候応答のメカニズム解明に資する研究に従事して頂きます。本職は、文部科学省・気候変動予測先端研究プログラム領域課題1「気候変動予測と気候予測シミュレーション技術の高度化」（実施機関：東京大学）および文部科学省・科学研究費補助金・基盤研究A「過去から将来の熱帯太平洋大気海洋系のパターン変化に対する統合的理解と予測」（実施機関：東京大学）による雇用となります。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。 |
| 就業時間 | 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。 |
| 休日 | 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） |
| 休暇 | 年次有給休暇、特別休暇 等 |
| 賃金等 | 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額40万円～50万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円/月まで） |
| 加入保険 | 法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入 |
| 応募資格 | 博士の学位を有する方、または採用日までに取得見込みの方 |
| 提出書類 | 1) 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 2) 研究業績目録（原著論文・総説・その他に分け、査読の有無を明記すること。） 3) 主要原著論文3編以内のPDFファイル各1部 4) これまでに行なってきた研究の概要（A4用紙1ページ程度） 5) 着任後の研究に対する抱負（A4用紙1ページ程度） 6) 応募者に関する所見を伺える有識者2名の氏名・連絡先（電話・E-mailアドレス） |
| 提出方法 | 上記書類をPDF形式の添付ファイルとし、件名を「先端プログラム特任研究員応募」と記載し、電子メールで下記アドレスに送付してください（郵送不要） hiro@aori.u-tokyo.ac.jp （◎を@に変えてお送りください） 添付ファイルは20MB程度以内にまとめて圧縮し、必要に応じてパスワード保護してください。容量が大きくなる場合には、適当なオンラインストレージサービスを用いて |

| | |
|-------------|---|
| | 構いません。※受信確認メールを当方から送付します。 |
| 応募締切 | 2024年7月31日(水)必着 書類選考の上、少数名の候補者に面接を実施します。 |
| 問い合わせ先 | 〒277-8564 千葉県柏市柏の葉5-1-5 東京大学大気海洋研究所気候システム研究系 教授 渡部雅浩 東京大学大気海洋研究所気候システム研究系 教授 鈴木健太郎 Tel: 04-7136-4387 E-mail: hiro@aori.u-tokyo.ac.jp (◎を@に変えてお送りください) |
| 募集者名称 | 国立大学法人東京大学 |
| 受動喫煙防止措置の状況 | 敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり) |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：中断期間分の雇用延長はしません。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。 |